

病気やケガで長期間働けなくなった場合の備えは大丈夫ですか?

# 総合医療保障プランの「長期休業保障コース」をおすすめします!

▼▼ご加入しやすくなりました!▼▼

**改定**

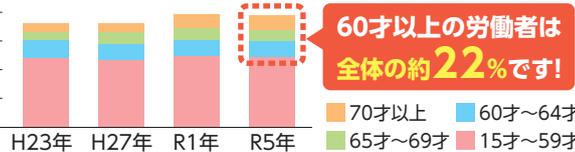
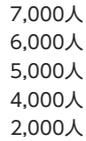
1口あたりの保険金額を10万円から5万円に改定しました



1口10万円から1口5万円に保険金額を引き下げたため、必要な補償をより柔軟に選択できるようになりました。

年齢を重ねても、現役で働き続ける人たちは増え続けています。

出典:令和6年高齢社会白書(全体版)



60才以上の労働者は全体の約**22%**です!

働く皆さまの、病気やケガで長期間働けなくなった場合の補償期間が**70才**までに拡大されております。



もしもあなたが長期間働けなくなったら...

給与が受け取れなくなります



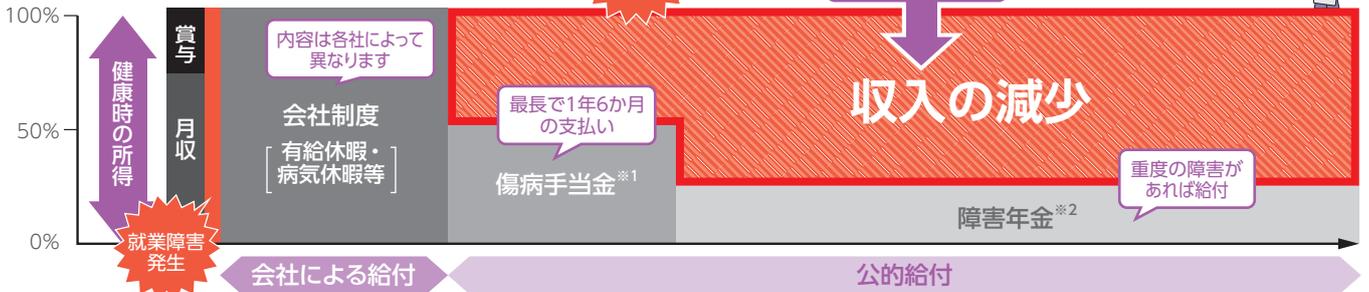
長期にわたる療養で医療費がかさみますが...



生活にかかる費用は減るわけではありません



**注目** 公的給付だけでは、この部分が不足するおそれがあります。そこで**長期休業**の出番です!!



※1 傷病手当金:公的給付にて標準報酬月額2/3が最長で1年6か月支払い。 ※2 障害年金:障害厚生年金(障害等級1~3級)、障害基礎年金(障害等級1・2級)の場合(重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入を補償するのが**長期休業**です! /



長期休業に加入していると



最長**70才**まで補償が続くよ! 精神障害も最長24か月補償されるよ!



あなたとあなたのご家族の暮らしを支えます!!

優々セットにご加入の方であっても、就業中であれば**長期休業**への加入が可能です。

**!** 病気・ケガにより就業障害が**366日以上、継続した場合**に保険金をお支払します。

# 長期休業 の特徴!!

## 1 仕事と治療の両立を支援

一部復職した場合(病気やケガで休職し、その後、短時間勤務等で職場復帰したケース)もフルタイム就労時の収入と比較した「所得喪失率<sup>\*</sup>」に応じて、保険金をお支払します。

<sup>\*</sup>「所得喪失率」が20%超の場合に限り、保険金をお支払いします。



## 注目! 2 最長70才まで補償

保険金のお支払事由に該当する限り、最長70才<sup>\*</sup>まで保険金をお支払します。

<sup>\*</sup>てん補期間は、免責期間(365日)終了日の翌日から起算し、70才に達した日(70才の誕生日の前日)までです。

## 3 精神障害も最長24か月間補償

所定の精神障害も補償対象です。

## 4 天災によって被った身体障害による就業障害も補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害も補償対象です。

## 5 退職後の保険金受取も可能

やむを得ず会社を退職する場合でも、保険金のお支払事由に該当する限り、保険金をお支払します。

補償内容	このようなときに補償されます	1口あたりの保険金額	1口あたりの月額保険料			
			満年齢(2025年12月1日現在)			
<b>長期所得</b> (病気・ケガ)	病気・ケガにより、就業障害が開始し、その状態が <b>366日以上継続</b> した場合 最長70才まで補償 (精神障害は24か月限度)	366日目から1か月につき <b>5万円</b> (40口・200万円限度)	17 - 24才	183円	45 - 49才	719円
			25 - 29才	203円	50 - 54才	1,088円
			30 - 34才	250円	55 - 59才	1,484円
			35 - 39才	326円	60 - 64才	1,656円
			40 - 44才	483円	65 - 69才	1,401円

### ご加入できる方

現在**就業中**の**69才以下**の東電生協組合員本人のみが加入できます。

**優々セット**にご加入の場合も、就業中であれば加入することができます。

### ご注意ください

ご注意①:保険金額が年収の1/12以内となるように口数を設定してください。

年収の1/12を上回る部分については保険金をお支払できません。

ご注意②:勤労所得がない方は、ご加入いただけません。

ご注意③:勤労所得がない方には、保険金をお支払できません。

ご注意④:お勤め先を退職の際や勤労所得がなくなった際は、代理店・扱者までご連絡ください。

ご注意⑤:ケガや病気により就業障害が開始し、その状態が366日以上継続した場合に保険金をお支払します。

366日未満の場合は基本セット **ファミリー**、**パーソナル**、**優々はたらく** で補償可能な場合がありますので、「総合医療保障プラン」および「総合医療保障プラン **優々セット**」パンフレットをご確認ください。



このチラシは「長期休業」の特徴を説明したものです。詳細は「総合医療保障プラン」および「総合医療保障プラン優々セット」パンフレットをご覧ください。

担当指定代理店・扱者 「総合医療保障プラン」パンフレットの裏表紙をご覧ください。

引受幹事保険会社 三井住友海上火災保険(株) 総合営業第三部第一課 TEL:03-3259-6634

引受非幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社